

2022年度 岡山大学授業料免除申請（大学独自制度） 主な変更点 Major Change Points of Application Procedure for Tuition Fee Exemption in AY2022

*** English is indicated on necessary items for International Students. ***

岡山大学学生支援課
Student Support Division, Okayama University
Phone: 086-251-7211

1. 免除申請受付時間の変更 Application Reception Hours have been changed. 対象：全学生 Targeted for All Students, mainly at Tsushima Campus

学務部学生支援課（津島キャンパス一般教育棟2階）における申請受付時間については、これまで16時30分までであったものを、16時00分までに変更します。

なお、法学部・経済学部の夜間主コース及び鹿田キャンパス（医学部、歯学部、医歯薬学総合研究科〔薬学系を除く。〕及び保健学研究科）の学生の皆様は、所属学部・研究科の指示に従ってください。

Application Reception Hours (Tsushima Campus) have been changed as following comparison table of old and new. Please be aware that we will be closing 30 minutes earlier than before.

It should be noted that students in Medical School, Dental School, Graduate School of Medicine, Dentistry and Pharmaceutical Sciences (excluding Pharmaceutical Sciences Course in Tsushima) and Graduate School of Health Sciences should follow the application schedule specified by their respective student affairs offices.

変更後 New	変更前 Old
午前：9時00分～11時00分 午後：13時00分～16時 <u>00</u> 分 9:00 a.m. - 11:00 a.m. 1:00 p.m. - 4: <u>00</u> p.m.	午前：9時00分～11時00分 午後：13時00分～16時 <u>30</u> 分 9:00 a.m. - 11:00 a.m. 1:00 p.m. - 4: <u>30</u> p.m.

2. 独立生計者の認定条件を厳格に運用します。 対象：全学生（外国人留学生を除く） Except for International Students

独立生計者の認定に関する条件は、授業料免除申請要領の4ページに記載されているとおりです。また、このことについては、本学の定める「岡山大学授業料免除等取扱基準」の「別紙1 総所得金額の算定方法等について」の第2により規定されています。

この独立生計者の認定に関する条件について、これまで以上に適切かつ厳格に運用します。条件に合致しない申請者の独立生計者としての認定は行いません。

既存の認定条件を変更するということではありません。既存の認定条件に対して合致しているかどうかの判断を、より適切かつ厳格に行うということです。

【具体例】

- ・ 父母及び親族の所有する不動産に居住している場合（不動産の賃貸契約を結んでいる場合を除く。）は、「衣食住にかかる費用を主として父母等からの援助等で賄う者」に該当するものと見なして、独立生計者として認定できません。
- ・ 過去に父母及び親族により貯蓄された預金により生計を立てる場合は、預金口座の名義が申請者本人であるか否かにかかわらず、「衣食住にかかる費用を主として父母等からの援助等で賄う者」に該当するものと見なして、独立生計者として認定できません。
- ・ 国民健康保険の加入者については、本人又は配偶者が世帯主となる国民健康保険証を有すること。父母等が世帯主となる国民健康保険証を有する申請者については、独立生計者として認定できません。

【次ページに続く。Continued on next page.】

3. 個人事業主等の「給与所得以外の所得」における「青色申告特別控除」の取扱いの変更について

対象：全学生（外国人留学生を除く） Except for International Students

個人事業主等が行う確定申告において、「青色申告特別控除」として一定の金額（最大65万円）を所得金額から控除する税法上の特別控除があります。

2021年度以前の授業料免除申請においては、この「青色申告特別控除」の控除前の所得金額を「給与所得以外の所得」に算入して家計評価額を求めていますでしたが、これを廃止します。（「青色申告特別控除」の金額は、「給与所得以外の所得」に含めません。）

4. 退職に関する証明書（様式5）に代えることができる書類について

対象：全学生（外国人留学生を除く） Except for International Students

「雇用保険被保険者離職票－1」のコピーを提出していただく場合は、「退職に関する証明書」（様式5）の提出は不要といたします。

なお、「雇用保険被保険者離職票－2」（コピー）の提出は、不要です。